

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 6 月 24 日付 4 教福第 64 号・4 教体第 158 号で行った公文書不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、令和 4 年 6 月 13 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

長崎県立長崎東高等学校及び長崎県立長崎西高等学校について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）、労働安全衛生法及び学校保健安全法の規定に基づいて、令和 4 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、感染症法第 53 条の 7 第 1 項の規定に基づいて、長崎市の保健所に令和 4 年 6 月 10 日までに提出した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「感染症法施行規則」という。）第 27 条の 5 第 1 項各号に関する資料の表面（以下「本件文書」という。）

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 4 年 6 月 24 日付けで、本件文書については、対象者全員の検査を終えた後、被発見者数を確定し報告しており、現段階では検査が終了していないため、長崎市保健所に令和 4 年 6 月 10 日までに提出したものが存在しないとして本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し令和 4 年 7 月 9 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 結核とは、感染症法第6条第3項第2号に掲げられた「二類感染症」である。感染症法第53条の2第1項において、「労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第2条第3号に規定する事業者（以下この章及び第13章において「事業者」という。））、学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）の長（中略）は、それぞれ当該事業者の行う事業において業務に従事する者、当該学校の学生、生徒若しくは児童又は（中略）であつて政令で定めるものに対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。」とされている。当該高等学校は、「学校（専修学校及び各種学校を含み、修業年限が一年未満のものを除く。以下同じ。）」であり、各学校長は、対象者に健康診断を実施する措置義務がある。感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（以下「感染症法施行令」という。）第12条第1項で、具体的に、「法第53条の2第1項の規定により定期の健康診断を受けるべき者は、次の各号に掲げる者とし、同項の政令で定める定期は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院又は前条第2号に掲げる施設において業務に従事する者 毎年度

二 大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が一年未満のものを除く。）の学生又は生徒 入学した年度」

と列挙されている。つまり、当該高等学校の教職員及びいわゆる一年生の生徒に対して、感染症法の規定に基づく健康診断を高等学校の学校長が実施しなければならない。

(2) 感染症法の健康診断を実施した場合、感染症法第53条の7第1項として、「健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断（第53条の4又は第53条の5の規定による診断書その他の文書の提出を受けた健康診断を

含む。)につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長（その場所が保健所設置市等の区域内であるときは、保健所長及び保健所設置市等の長）を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。」とされている。そして、対象文書は感染症法施行規則第27条の5第1項各号に関する資料であり、「定期の健康診断の実施者（以下次項において「健康診断実施者」という。）は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項（同条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定に従い、通報又は報告しなければならない。」とされている。つまり、健康診断実施日を含む月の翌月10日までに、長崎市の保健所あてに提出すべき文書である。とりわけ、一年生の生徒を対象にした感染症法施行規則第27条の2第1項の「喀痰（かくたん）検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査」は、一般的に、年度の初期に、すなわち、令和4年4月1日から5月31日までには実施されているものと予想している。よって、感染症法施行規則第27条の5第1項第1号から第3号までの事項の資料は、法定の提出期限である同年6月10日までには長崎市の保健所に提出されているはずである。よって、本件処分の「公文書を保有していない理由」の主張は不合理であり、本件処分では対象文書の特定が不十分である。なお、同年4月1日から5月31日までに健康診断を実施していない場合や長崎県教育委員会には感染症法施行規則等の規定が適用されない場合には、弁明書でご教示いただきたい。

- (3) 以上から、本件処分及び「公文書を保有していない理由」の提示は感染症法等の規定に抵触している状態であり、合理的でない。ひいては、地方自治法第2条第16項「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」に抵触する状態であり、到底信じがたい。よって、本件処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張する原処分を妥当とした理由は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求の内容は、長崎東高等学校及び長崎西高等学校について、令和4年4月1日から5月31日までに教職員及び生徒を対象に実施した健康診断に関し、長崎市保健所に同年6月10日までに提出した報告書資料である。

生徒の健康診断については、学校保健安全法施行規則第5条第1項に則って6月30日までに実施しており、教職員の健康診断の実施時期については、学校保健安全法施行規則第12条で「学校の設置者が定める適切な時期」に実施することとなっているが、生徒の健康診断と併せて実施するケースが多く、ほとんどの教職員は6月30日までに受診している。

しかし、人間ドック受診対象年齢である教職員はその受診結果を健康診断の結果に代えることとしているため、6月30日以降にも随時検査が実施されており、その都度検査結果が対象教職員から所属に提出される。

感染症法施行規則第27条の5第1項の報告は、同条に掲げる四つの事項を翌月の10日までに通報又は報告することと規定されていることから、当該2校は教職員の結核検査結果が全て揃い、同項に掲げる四つの事項が全て確定した段階で生徒の結核検査結果とともに長崎市保健所に報告をしている。

したがって、同年6月10日までに長崎市保健所に提出した報告書が存在しないため、不開示決定（公文書不存在）としたところである。

2 審査請求の趣旨及び理由について

審査請求人は、教職員及び生徒の健康診断は令和4年4月1日から5月31日までは実施されているものと予想し、同年6月10日までは報告文書が作成され長崎市保健所に提出されているはずであるから、報告文書は存在するはずであり、よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を開示するとの裁決を求める旨主張する。

しかしながら、前記1で述べたとおり、人間ドックにより検査を受けた教職員の結果が全て揃い、報告すべき事項が全て確定した段階で生徒の結核検査結果とともに長崎市保健所に報告をしていることから、同年6月10日までに当該文書を作成していない。

したがって、審査請求人の主張は当たらない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進するこ

とを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあつては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 本件文書の保有の有無について

(1) 高等学校における健康診断について

高等学校における健康診断については、感染症法第 53 条の 2 及び感染症法施行令第 12 条により、結核に係る定期の健康診断を、職員については毎年度、生徒については入学した年度に行い、感染症法第 53 条の 7 及び感染症法施行規則第 27 条の 5 により、健康診断を行ったときは、同条第 1 項各号に掲げる事項について、一月ごとにまとめ、翌月の 10 日までに、その健康診断を管轄する保健所長を経由して都道府県知事に通報又は報告しなければならないとなっている。

また、学校保健安全法により、毎学年定期に生徒及び職員の健康診断を行わなければならないとなっており、学校保健安全法施行規則により、生徒については、毎学年 6 月 30 日までに、職員については、学校の設置者が定める適切な時期に行うものとなっている。

(2) 当審査会において、実施機関に改めて確認したところ、以下のとおりであった。

ア 生徒の健康診断については 6 月 30 日までに実施し、職員については適切な時期に実施となっており、ほとんどが生徒と同時期に実施しているが、人間ドック受診対象者は当該受診結果を健康診断に代えることができるため、人間ドックが終わる度に受診結果が学校に提出されている。

感染症法施行規則第 27 条の 5 第 1 項各号に掲げる事項を翌月 10 日までに報告することが規定されているが、長崎東高等学校及び長崎西高等学校については、職員の結核検査結果が全て揃った段階で、生徒の分と併せて長崎市保健所に報告書を提出しているため、本件文書は、6 月 10 日時点では存在しないとのことであった。

また、令和 4 年 3 月 4 日付長崎市保健所長あて長崎東高等学校に係る令和 3 年度分の「結核定期健康診断報告書」を見分したが、保健所からは、特に督促がなされることもないとのことであった。

イ 以上のことからすると、感染症法施行規則上の対応については格別、本件文書が存在していないという実施機関の説明に特段不自然、不合理な点は見受けられない。よって、実施機関がこれを不開示決定（公文書不存在）とした本件処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和4年10月21日	・実施機関から諮問書を受理
令和4年11月15日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和4年12月16日	・審査会（審査）
令和5年1月5日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長